

🔦 暮らしの豆知識

通販の偽サイトに注意！

【事例1】

大手百貨店の電子広告で、高価な有名ブランドの腕時計が格安で販売されているのを見つけ、注文した。注文受付メールが届かず、不審に思っ

【事例2】

大手家電メーカーの通販サイトで家電6点を格安価格で購入した。注文確認メールが届いたが、内容が不審であったため、大手家電メーカーへ確認したところ、正規サイトとURLが異なるため、偽サイトであることがわかった。

正規の通販サイトの名称やロゴマーク、商品写真などを無断でコピーしたサイトを作り、代金支払後も購入者へ商品を送らなかつたり、偽ブランド品を送付するといった「偽サイト」に関する相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- ①公式サイトや他の通販サイトに比べて格安な価格で消費者を誘い込む手口は、偽サイトの典型的な手口です。あやしい広告や通販サイトには気を付けましょう。
 - ②正規と同じ名称やロゴマークが掲載されていても、偽サイトの可能性があります。掲載されている販売業者の名称、住所、電話番号、支払方法、URLなど隅々まで確認しましょう。
 - ③販売業者などの公式サイトで偽サイトについて注意喚起されている場合がありますので、公式サイトなどの確認も有効です。
 - ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎☎336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

労働条件の切り下げへの対応

質問

私は会社員としてある会社に勤務しております。先日、会社から契約内容に変更があるということで、新しい雇用契約書にサインするように求められました。しかし、賃金の欄を見ると、基本給に「みなし残業10時間を含む」という、これまでは全くなかった条件が追加されていました。私は、この契約書にサインしなければならないでしょうか。

回答

質問のような条件の追加は、実質的に賃金の減額といえるものですから、当然不満が生じると考えられます。

労働契約は、労働者と使用者とが対等な立場でする合意に基づいて成立するものですので、サインしない、すなわち合意しないのであれば、上記の条件での労働契約は成立しません。

したがって、このような条件に応じたくないのであれば、サインする必要はありません。

また、会社が就業規則の変更などによらずに一方的に上記の条件を強行してきたとしても、それは労働者の同意を得ていない以上、法律上、無効となります（労働契約法8条）。

もっとも、賃金などの労働条件の切り下げがされそうな場合、個別的な変更なのか就業規則の変更などによるものなのか、また、会社の要求に応じないことによる会社からの退職勧奨や解雇がされないかなど、検討すべき問題は多々あります。

どのように対応していくのが良いかについては、総合的な事情を踏まえてケースバイケースで判断するほかありません。労働者としては、質問のように会社から何か迫られてもその場で対応する必要はありませんので、一度持ち帰り、弁護士にご相談いただくのが望ましいと思います。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 石川智也（弁護士）

10月各種無料相談

☎996-2111

★相談日が祝日の場合はお休みです（⑮を除く）。

※来庁（館・所）による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



①総合相談 問秘書広報課 ☎☎373

次の6つの相談を合わせて開催するため、複数の相談を受けることができます。

●法律相談 ※10月19日(水)午前9時から電話予約

法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）

●税理士相談 ※10月7日(金)午前9時から電話予約

相続税など税金全般についての相談（税理士が対応）

●不動産相談

空き家、マンションおよび不動産取引全般についての相談（宅地建物取引士が対応）

●暮らしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談（行政相談委員が対応）

●行政書士相談

紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談（行政書士が対応）

●司法書士相談 ※10月7日(金)午前9時から電話予約

土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談（司法書士が対応）

②法律相談 問秘書広報課 ☎☎373

法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）
※2日前の水曜日午前9時から電話予約

③不動産相談 問秘書広報課 ☎☎373

マンションおよび不動産取引全般についての相談（宅地建物取引士が対応）
日10月24日(月) 午前9時～正午
場市民相談室

④DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎☎811

DV被害（配偶者からの暴力）について電話・面談による相談（女性相談員が対応）
日毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955（DV相談支援室専用電話）

⑤女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎☎811

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談（女性相談員が対応）
日毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人（電話による事前予約制）

⑥人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎☎811

不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談（人権擁護委員が対応）
日10月13日(木) 午後1時～4時
場市民相談室

⑦心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談（心配ごと相談員が対応）
日10月5日(水)・19日(水) 午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ
☎998-7616（心配ごと相談専用電話）

⑧生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎☎493

経済的な問題などの心配ごとについての相談（生活困窮者自立相談支援員が対応）
日毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317（生活困窮者自立相談支援専用電話）

⑨こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談（専門医が対応）
日10月3日(月) 午後1時～2時30分
場保健センター
定2人（電話による事前予約制）

⑩消費生活相談 問商工観光課 ☎☎336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談（消費生活相談員が対応）
日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑪内職相談 問商工観光課 ☎☎274

内職の求人、求職のあっせん、および相談（内職相談員が対応）
日毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

⑫若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123

若年者（おおむね40歳未満、学生など）の就職、転職、職業能力などについての相談（キャリアカウンセラーが対応）
日10月5日(水)・19日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人（電話による事前予約制）

⑬教育相談 問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談（専任教育相談員が対応）
日毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場教育相談所（八條小学校西隣）

⑭家庭児童相談 問子育て支援課 ☎☎472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談（家庭児童相談員が対応）
日毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑮子育てコーディネーター 問子育てほっとステーション ☎951-0229

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑯休日・夜間納税相談 問納税課 ☎☎330

市税・国民健康保険税の納付についての相談
日10月2日(日) 午前9時～午後4時
毎週木曜日 午後5時15分～7時
場納税課

〈広告欄〉

広告募集

「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。
詳しくは、秘書広報課（☎☎423）へお問い合わせください。